

条件付き一般競争入札の公告

下記のとおり、条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新庄市財務規則（昭和55年3月規則第10号）第95条の規定に基づき、公告する。

令和元年9月12日

新庄市長 山尾 順紀

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市役所 第2庁舎 会議室
- (2) 日 時 令和元年10月3日（木）午前9時00分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 泉田橋橋梁撤去工事
- (2) 工事場所 新庄市 大字泉田 地内
- (3) 工事内容 施工延長 $L = 120.3\text{m}$
旧橋撤去 $N = 1$ 橋
上部工撤去（破壊解体工法） 一式
下部工撤去（破壊解体工法） 一式
- (4) 工 期 令和元年12月20日まで
- (5) 予定価格 53,804,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 新庄市財務規則第94条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 土木一式工事においてAの等級に格付けされていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を解体工事において受けていること。
- (5) 新庄市内に本社または営業所等を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できるとともに現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と監理技術者とは兼務できるものとする。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。
 - ② 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業

員が4人以下である等の事由により適用事務所に該当しない場合を除く。

- (8)新庄市建設工事請負業者指名停止要綱(平成15年3月告示第39号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9)新庄市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定(「暴力団排除条項」)に該当しないこと。
- (10)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

4 契約条項等を示す場所

山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市財政課施設マネジメント推進室 電話番号0233-29-5852

5 入札参加資格の確認等

入札の参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付し、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1)受付期間 令和元年9月12日(木)から令和元年9月20日(金)まで(新庄市の休日を定める条例(平成元年条例第28号)に規定する市の休日を除く。)
- (2)受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3)受付場所 新庄市財政課

6 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金 免除する。
- (2)契約保証金 新庄市財務規則第111条第3項の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。)を付すこと。

7 その他

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2)入札参加者は、工事費内訳書を入札時に提出すること。
- (3)この入札は、新庄市低入札価格調査制度取扱要綱の規程による低入札価格調査制度を適用する。
- (4)詳細については入札説明書による。